

## 船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、船橋市グリーン調達等基本方針（以下「方針」という。）に基づく電気の入札の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、方針で使用する用語の例による。

### (対象)

第3条 市が行う、次に掲げる高圧受電施設における電気の調達を対象とする。

- (1) 清掃センター
- (2) 西浦処理場

### (環境評価項目)

第4条 環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数 \*調整後排出係数
- (2) 二酸化炭素排出係数 \*実排出係数
- (3) 未利用エネルギーの活用状況
- (4) 再生可能エネルギーの導入状況
- (5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (6) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (7) 環境報告書の発行状況

### (入札の参加資格者)

第5条 入札の参加資格者は、前条で定める評価項目について、別表により算定した得点の合計が70点以上であること

### (評価)

第6条 入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条の規定により算定した評価点を記載した環境評価項目報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図表を添付するものとする。

- (1) 電源構成を開示した書類または図表
- (2) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供に取り組んでいる場合は、その取組の概要を記した書類または図表
- (3) 環境マネジメントシステムを導入している場合は、審査登録証等の写し
- (4) 環境報告書を発行している場合は、最新の環境報告書

(その他)

第7条 この要領により定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(事務処理)

第8条 この要領に係る事務処理は、環境政策課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月24日から施行する。

## 電気の調達に係る環境配慮契約評価基準

評価項目	区分	配点
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.475 未満	70
*調整後排出係数 (注 1)	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上 0.700 未満	25
	0.700 以上	20
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.515 未満	10
*実排出係数 (注 2)	0.515 以上	0
前年度の未利用エネルギーの活用状況 (注 3)	0.675 % 以上	10
	0 % 超 0.675 % 未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (注 4)	5.00 % 以上	20
	3.00 % 以上 5.00 % 未満	15
	1.50 % 以上 3.00 % 未満	10
	0% 超 1.50 % 未満	5
	導入していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 (注 5)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
環境マネジメントシステムの導入状況 (注 6)	導入している	5
	導入していない	0

環境報告書の発行状況（注7）	発行している	5
	発行していない	0

注1 前年度の二酸化炭素排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）\*調整後排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表された前年度の調整後排出係数とする。

注2 前年度の二酸化炭素排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）\*実排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表された前年度の実排出係数とする。

注3 前年度の未利用エネルギーの活用状況

前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、以下の算定式により算出する。

《算定方法》

$$\text{未利用エネルギー活用状況(\%)} = (\text{①} \div \text{②}) \times 100$$

① 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)

② 前年度の供給電力量（需要端）(kWh)

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

※ 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

※ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した①～③に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。））をいう。

① 工場等の廃熱または排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達

に関する特別措置法 (FIT 法)」で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③ 高炉ガスまたは副生ガス

(3) 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(4) 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

#### 注4 前年度の再生可能エネルギーの導入状況

前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の方法で算定した数値をいう。

《算定方法》

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = (① + ②) ÷ ③ × 100

① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量 (kWh)

② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量 (kWh)

ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

③ 前年度の需要端における供給電力量 (kWh)

(1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000 kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気をいう

(2) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない

(3) 前年度の供給電力量 (③) に他電気事業者への販売分は含まない

#### 注5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

《具体的な評価内容の例》

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需

要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

#### 注6 環境マネジメントシステムの導入状況

評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」、「KES」とする。

#### 注7 環境報告書の発行状況

評価対象となる環境報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に定める記載事項を満たす「環境報告書」又は「CSR報告書」とする。

#### 注8

第1号様式提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表及び（注1）～（注4）中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

## 環境評価項目報告書

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

④

担当者氏名

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第6条第1項に基づき、算定した点数等について関係書類を添えて以下のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類に係る記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	数値	点数
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
*調整後排出係数		
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
*実排出係数		
前年度の未利用エネルギーの活用状況		
前年度の再生可能エネルギーの導入状況		
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	有・無	
環境マネジメントシステムの導入状況	有・無	
環境報告書の発行状況	有・無	
合計		

- 「数値」及び「点数」には「船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領」別表により算定した値を記入すること。「有・無」は該当するものを○で囲むこと。
- 記入した数値の算定根拠となる書類を添付すること。

## 船橋市グリーン調達等基本方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条に基づく環境に配慮した物品の調達（グリーン購入）について、次のとおり推進するものとする。

また、当方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」第11条第1項に基づき、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（環境配慮型契約）を推進するための基本的事項を含むものとする。

### 1. 総量の抑制

グリーン購入にあたっては、購入する前に必要性を十分に考え、グリーン購入を理由に調達総量が増加しないように配慮する。

### 2. 製品・サービスのライフサイクルの考慮

グリーン購入品の調達の基本的な考え方としては、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入することを念頭に、以下の各号に留意する。

- ① 環境汚染物質等の削減：環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- ② 省資源・省エネルギー：資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 天然資源の持続可能な利用：再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- ④ 長期使用性：長期間の使用ができること
- ⑤ 再使用可能性：再使用が可能であること
- ⑥ リサイクル可能性：リサイクルが可能であること
- ⑦ 再生材料等の利用：再生材料や再使用部品を用いていること
- ⑧ 処理・処分の容易性：廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

### 3. 事業者による取り組みの考慮

製品やサービスを事業者から購入する場合、又は環境配慮型契約の推進にあたっては、環境負荷の低減に努める事業者を優先して購入することを念頭に置くほか、輸送エネルギー負荷の削減という視点から市内業者を活用するなど、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して契約を推進するものとし、以下の各号に留意する。

- ① 環境マネジメントシステムの導入：組織的に環境改善に取り組むしくみがあること
- ② 環境への取り組み内容：省資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減、カーボン・オフセット等に取り組んでいること
- ③ 環境情報の公開：環境情報を積極的に公開していること

### 4. グリーン購入の対象物品の基準、調達目標等

- (1) 文具、コピー用紙、OA機器などのグリーン購入法適合品は、グリーン購入法適合品かんたん検索サイト「エコ商品ねっと（<http://www.gpn.jp/econet/g-law/index.html>）」に掲げられている品目とする。
- (2) 調達目標は、国が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を目安とし、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めることを目標とする。

### 5. 環境配慮型契約の対象分野等

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の種類は次の各号とする。

- ① 電気の購入契約
- ② 自動車の購入及びリース契約
- ③ 省エネルギー改修事業に係る契約
- ④ 建築物の設計に係る契約
- ⑤ 産業廃棄物の処理に係る契約

### 6. 取組の役割分担

- (1) 消耗品又は備品等を担当課で発注する物品購入  
物品等の購入については、担当課にてグリーン購入対象品を優先に選定し、数量及びグリーン購入割合を把握する。
- (2) グリーン購入対象品、環境配慮型契約を取り入れることが可能な工事、役務等  
事業所管課にて、上記3.及び5.を踏まえた事業が行えるような予算措置に努め、事業執行課又は工事執行課においてグリーン購入対象品の材料を活用した施工及び環境配慮型契約に努める。